

## 平成 25 年度食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領

### 1 目的

本調査は、汚染食品の排除等、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態を把握することを目的とする。

### 2 実施時期

平成 25 年 7 月から平成 26 年 2 月末日を超えない範囲で食品安全部監視安全課に報告が可能な期間とする。

### 3 実施自治体（24 自治体）

岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、富山県、富山市、福井県、岐阜県、静岡県、神戸市、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、北九州市、福岡市、宮崎県及び沖縄県

### 4 対象

#### （1）食品

これまでの食中毒の発生状況等を踏まえ、以下の食品について調査を実施する。

##### ① 生食用野菜等

- ・ カイワレ、アルファルファ、レタス、みつば、もやし、キュウリ、トマト、水菜等
- ・ カット野菜
- ・ 漬物用野菜（白菜、ダイコン、ナス等の漬け物になりうる野菜）

（注）野菜については可能な限り有機栽培又は水耕栽培と称して主として生食に供されるものを対象にするとともに、カット野菜にあっては主として生食に供されるものを対象とする。

##### ② 肉類

- ・ ミンチ肉等（牛、豚、牛豚混合、角切りステーキ肉（テンダライズ処理、結着処理等を施した牛肉）等）
- ・ 生食用の鶏肉等（鶏刺、中心部まで十分加熱されない鶏たたき、馬刺等）

##### ③ 浅漬（「漬物の衛生規範」（昭和 56 年 9 月 24 日付け環食第 214 号 最終改正；平成 24 年 10 月 12 日付け食安監発 1012 第 1 号）に規定する浅漬。）

#### （2）検査項目

##### ① 全ての対象食品

- ・ 腸管出血性大腸菌 026、0111 及び 0157（以下「腸管出血性大腸菌」という。）
- ・ サルモネラ属菌

##### ② 生食用野菜等、生食用の鶏肉等及び浅漬

- ・ 大腸菌（E. coli）

③ 生食用の鶏肉等

- ・ カンピロバクター・ジェジュニ／コリ

(3) 検体数

- ① 各自治体の検体数は、次のとおりとする。

自治体名	検体数
東京都	<u>300 検体</u>
埼玉県、さいたま市、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、北九州市、福岡市、宮崎県及び沖縄県	<u>110 検体</u>
岩手県及び秋田県	<u>100 検体</u>
神戸市	<u>90 検体</u>
富山市	<u>80 検体</u>
山形県、富山県及び福井県	<u>60 検体</u>

- ② 食品別の検体数は、以下の 110 検体の例を参考として、各自治体にて同様の割合で調整する。

対象食品	検体数	備考
<u>生食用野菜等及び浅漬</u>	<u>86 検体</u>	<u>E.coli(86)、腸管出血性大腸菌(51)、サルモネラ属菌(43)</u>
<u>ミンチ肉等</u>	<u>16 検体</u>	<u>腸管出血性大腸菌(16)、サルモネラ属菌(16)</u>
<u>生食用の鶏肉等</u>	<u>8 検体</u>	<u>E.coli(4)、腸管出血性大腸菌(4)、サルモネラ属菌(8)、<u>カンピロバクター・ジェジュニ／コリ</u>(8)</u>
計	<u>110 検体</u>	

5 検体採取上の注意

いずれの食品も、複数から採取し、検体とする。食品別の注意事項は以下のとおりとする。

(1) 生食用野菜等

中央卸売市場又は小売店において、生産者又は生産地域が確認できるものを採取する。

(2) 肉類

ミンチ肉は食肉販売店より採取する。

(3) 浅漬

中央卸売市場又は販売店において容器包装詰め未開封品を採取する。

6 検査方法

別紙 1 により実施する。ただし、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生

省告示第 370 号) において成分規格に設定されているものは、当該規格に係る試験検査法を実施すること。

## 7 検査結果報告

(1) 別紙 2-1~4 の様式により平成 26 年 2 月末日までに食品安全部監視安全課まで報告する。別紙 2-2~4 は、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリが検出された場合に使用すること。

また、検出された場合には、生産者等を所管する自治体に情報提供を行うこと。

(2) 検出の場合の報告について

腸管出血性大腸菌又はサルモネラ属菌が検出された場合には、上記にかかわらず、速やかに食品安全部監視安全課食品安全係まで報告すること。

また、検出された腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌の菌株については、国立医薬品食品衛生研究所に送付すること。送付に当たっては、「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン」の他、平成 24 年 3 月 15 日付け健感発 0315 第 1 号「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」(厚生労働省健康局結核感染症課長通知) に留意することから、事前に国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第二室長まで連絡すること。

(3) 「平成 25 年度食品の食中毒菌汚染実態調査の契約について」(平成 25 年 5 月 17 日付け食安発 0517 第 2 号) 別紙「平成 25 年度食品の食中毒菌汚染実態調査予算執行要領」に示す事業実績報告書については、調査の終了の日から 1 か月を経過した日又は平成 26 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、支出負担行為担当官に提出し、その写し 1 部を食品安全部監視安全課あて別途送付する。

## 8 検査結果に基づく指導等

検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した場合には、営業者に対し食品衛生法に基づく指導等を行うとともに、遡り調査を実施して汚染源を究明するなど必要な措置をとること。